

○千葉市病院保育所運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立青葉病院及び千葉市立海浜病院（以下「両病院」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の確保を推進し、もって病院事業の円滑な運営に資することを目的として、職員の乳幼児を保育するため、両病院内に設置する保育所（以下「院内保育所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入所資格)

第2条 院内保育所に入所できる者は、職員が現に監護する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1号及び第2号に規定する乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）で家庭保育又は児童福祉法第39条に規定する保育所への委託保育が困難な者とする。ただし、院長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(入所の許可)

第3条 乳幼児を院内保育所に入所させることを希望する職員は、院内保育所入所申込書（様式第1号）を院長に提出して入所の許可を受けなければならない。

2 院長は、前項の申込書を受理し、その内容を審査して許可の決定をしたときは、院内保育所入所許可通知書（様式第2号）を入所の許可を受けた者（以下「保護者」という。）に交付するものとする。

(入所の不許可)

第4条 院長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可しないものとする。

- (1) 乳幼児が虚弱で保育に耐えられないと認められるとき。
- (2) 乳幼児が感染性疾患を有し、他に感染する恐れがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか院長が入所を不相当と認めるとき。

(入所許可の取消し等)

第5条 院長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入所の許可を取消し、又は保育を停止することができる。

- (1) 保護者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により入所の許可を受けた事実が明らかになったと

き。

(3) 入所した乳幼児（以下「保育児」という。）が前条に該当することとなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか院長が入所を取消し、又は保育を停止する必要があると認めたとき。

（退所手続き）

第6条 保護者は、病気その他の理由により保育児を退所させようとするときは、速やかに院内保育所退所届出書（様式第3号）を院長に提出しなければならない。

（保育時間）

第7条 院内保育所の保育時間は、別表第1のとおりとする。ただし、院長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

（保育料）

第8条 保護者は、保育児1人につき別表第2に掲げる額の保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料は、毎月の25日までに前月分を一括して納付しなければならない。

（保護者の負担）

第9条 次の各号に掲げるものは、保護者が負担するものとする。

(1) 保育児の食事、ミルク及びおやつ

(2) 保育児の衣類、オムツその他身の回り品

(3) 前2号に掲げるもののほか保護者が負担すべきと認められるもの

（保護者の遵守事項）

第10条 保護者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 院内保育所における保育に関しては、担当職員の指示に従うこと。

(2) 保育児が健康でないと認められるときは、保護者の責任において対処すること。

(3) 院内保育所における保育を休ませるときは、予め担当職員に届け出ること。

(4) 保育児が感染性の疾患にかかったときは、速やかに担当職員に届け出ること。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、院内保育所の運営に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表第 1

曜日	保育時間
月・土曜日	午前 7 時 3 0 分から午後 7 時まで
水・金	午前 7 時 3 0 分から午後 9 時まで
火・木・日曜日	午前 7 時 3 0 分から翌日午前 1 0 時 3 0 分まで

別表第 2

時間帯	利用料金 (1 回につき)
日勤帯 A 日勤務者対象 午前 7 時 3 0 分から午後 7 時まで B 日勤務者対象 午前 6 時 3 0 分から午後 6 時まで ※ 1 C 日勤務者対象 午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで ※ 2 D 日勤務者対象 午前 9 時 3 0 分から午後 9 時まで ※ 2 E 日勤務者対象 午前 1 1 時 3 0 分から午後 1 1 時まで ※ 3	1, 3 5 0 円
準夜帯 午後 3 時 3 0 分から翌日午前 2 時まで	1, 5 0 0 円
深夜帯 午後 1 1 時 3 0 分から翌日午前 1 0 時 3 0 分まで	1, 5 0 0 円

※ 1 月・水・金曜日のみ利用可

※ 2 火・水・木・金・日曜日のみ利用可

※ 3 火・木・日曜日のみ利用可

- ・準夜帯から深夜帯まで利用した場合 1 回 3, 0 0 0 円
- ・日勤帯から深夜帯まで利用した場合 1 回 4, 3 5 0 円
- ・深夜帯勤務明けの延長保育利用料金 (月・水・金曜日のみ)
 - 1 時間 2 7 0 円 (5 時間まで)
- ・業務、研修会及び会議等の時間における保育利用料金 (日勤帯のみ)
 - 1 時間 2 7 0 円 (5 時間まで)